

## (6) 学校選択制の見直し<1>

群馬県前橋市

### 1 地域の概要

前橋市は群馬県の中央部よりやや南に位置し、東京から北西約100kmの地点にある。平成16年12月に勢多郡大胡町、宮城村、粕川村と、今年の5月に勢多郡富士見村と合併した結果、人口は約34万人となったが、都市化の進展に伴い、郊外における工業・住宅団地の造成が活発に進められ、いわゆるドーナツ化現象が認められる。平成21年5月1日現在、小学校は45校、児童数17,101人、中学校は21校、生徒数8,525人である。

### 2 制度導入から廃止にいたるまでの概要

#### (1) 制度導入に至るまでの経過

全国的に通学区域制度の弾力的運用が取り上げられる中、本市においては、保護者等から就学指定校と同校以外の隣接校の通学距離を比べて近隣校を選択したいとの要望や、通学区域について新しく転居してきた住民の理解が得にくいなどの課題が指摘されていた。

そこで、平成14年度から「前橋市小学校・中学校の就学区域及び適正規模に関する諮問委員会」において、「通学区域の見直し・適正化」、「学校選択制の導入」、「学校適正規模」について審議を行い、平成16年度から、一部地域に限った就学校の変更及び市内すべての小中学校で学校選択制を実施した。

#### (2) 学校選択制導入の成果

学校選択制の利用者は、導入後(表1)のように増加している。小学校・中学校ともに、住居から近い学校を選択できるという保護者の願いに応えることができた。また、中学校へ進学し自らが取り組みたい部活動ができる環境が整えられることにより、新たな中学校生活への子どもの期待を高めることができた。

さらに、選択対象校では、日常的に特色ある学校づくりは進められ、自校の特色を保護者、児童、地域にアピールしようとする意欲を高める効果があった。

(表1) 学校選択制の申請者数及び実績の推移 ( )内は実績

年 度	小学校	中学校	計
平成16年度	116人(88人)	85人(72人)	201人(160人)
平成17年度	147人(129人)	147人(131人)	294人(260人)
平成18年度	176人(141人)	184人(171人)	360人(312人)
平成19年度	183人(183人)	228人(202人)	411人(385人)
平成20年度	198人(188人)	263人(233人)	461人(421人)

### (3) 学校選択制の課題

学校選択制の導入後5年が経過する中で、利用者は増加しているが、一方においては下記のような課題も生じてきた。

#### ① 地域自治会・子ども会育成会等、居住地域との関係の希薄化

学校選択制を活用した児童生徒は学校行事や友人との関係から、居住地の子供会や自治会、地域の団体等の行事や通学している学校区の地域行事への参加が少ないという状況が生じており、児童・生徒、保護者及び地域との関係の希薄化が指摘されている。

#### ② 登下校の安全面の確保の困難化

本市では、児童の下校の安全のため、各小学校の実態に応じて、ウォーキングバス(※)を導入しているが、学校選択制により校区域以外から学校へ通学するため、通学区域内のウォーキングバスの利用が難しく、下校の際の安全面の確保が困難となっている。また、学校選択制導入以降、自家用車での個人的な送迎が増加しており、学校周辺における交通対策の必要が生じている。

※ウォーキングバス 児童の安全確保を図るため、保護者は地域住民の協力を得て、集団下校の児童に保護者や地域住民が付き添ったり、見守ったりする活動のこと。

#### ③ 生徒数の偏りの発生

学校選択制の活用により、学校の生徒が減少している中学校が特定化・固定化している実態がある。学校の適正規模という観点からは課題がある。

### (4) 学校選択制見直しの経過

平成16年度に導入された学校選択制は、一定の成果を得た一方で、様々な課題が生じているため、平成18年12月に「前橋市立小中学校の適正規模に係る諮問委員会(※)」を立ち上げ、8回の会議を経た後、平成19年11月に答申を受けた。その答申を受け、平成20年7月から平成20年9月にかけて、「前橋市立小中学校学校選択制検討協議会(※)」を3回開催し、「学校と地域との関わりを大切にする」・「どの学校においても児童生徒に一層望ましい教育環境を提供する」という基本的な考え方に基づいて見直し・廃止を図ることになった。

※諮問委員会 学識経験者3名、行政自治委員2名、PTA連合会2名、学校関係団体3名、公募した市民2名

※検討協議会 学識経験者2名、行政自治委員2名、PTA連合会2名、幼稚園及び保育所の保護者代表2名、学校関係団体2名

### (5) 学校選択制見直し・廃止の概要

以上の経過から、学校選択制は平成22年度入学者をもって廃止することとしたが、これまでの学校選択制での成果を生かすため、表2のとおり運用することとした。

なお、学校選択制見直しに関する周知については、「広報まえばし」、市ホームページ、就学時健康診断の案内等の送付を通じて行った。

(表2) 現行の学校選択制度と見直し後の対比

項目	現行（平成16～22年度）	見直し後（平成23年度から）
1. 制度の利用について	平成21年度・22年度入学者は学校選択制を利用できる。	平成22年度入学者をもって学校選択制は廃止。平成23年度入学者からは、原則、通学区域の指定学校に通学。ただし、以下の項目①～⑥の各条件に該当する場合、指定学校の変更ができる。
2. 通学区域に関する条件について	学校選択制により、自宅から学校までの直線距離が、小学校にあつては4キロメートル以内、中学校にあつては6キロメートル以内の学校であれば、選択することができる。	①小学校は、自宅から指定学校までの直線距離が1.5キロメートルを超え、かつ希望校までの直線距離が指定校までの直線距離の2分の1以下の場合、希望する学校に通学することができる。 ②中学校は、自宅から指定校までの直線距離が2キロメートルを超え、かつ希望校までの直線距離が指定校までの直線距離の2分の1以下の場合、希望する学校に通学することができる。
3. 兄弟姉妹の扱いについて	考慮していない。 (学校選択制を利用することができるが、兄弟姉妹でも希望数が受け入れ枠を超えた場合には抽選。)	<b>【経過措置1】</b> ③学校選択制を利用して小学校に入学した兄・姉が在学している場合、弟・妹の希望があれば同じ小学校に入学できる。 ④平成16～22年度までに転居の理由により指定校を変更し、通学区域外の小学校に（新1年生として）入学した兄・姉が在学している場合も同様とする。
4. 中学校入学の扱いについて	学校選択制を利用し、項目2.条件の中で希望の中学校に入学できる。（ただし、受入人数を超える場合は抽選）	<b>【経過措置2】</b> ⑤学校選択制を利用して小学校に入学した児童はその選択した通学区域の中学校に入学できる。（上記項目③④により入学した弟・妹は選択した小学校区が通学区域の中学校に入学することができない） ⑥平成16～22年度までに留守家庭の理由により指定校を変更し、通学区域外の小学校に（新1年生として）入学した児童も同様とする。

— 本事例の問い合わせ先 —

前橋市教育委員会 学校教育課  
TEL 027-898-5812